

逆指値注文、追跡指値注文および返済予約注文に関する説明書

本説明書は、松井証券株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する逆指値注文機能、追跡指値注文機能および返済予約注文機能をご利用いただくに際し、あらかじめご理解いただきたい事項を説明するものです。お客様におかれましては、本説明書記載の内容を十分ご理解のうえ、各機能をご利用ください。

(1) 逆指値注文は、「価格、特別気配または連続約定気配がお客様が指定する価格(以下、「トリガー」といいます。)まで下落(上昇)すること」を条件とし、条件が満たされた場合に、成行またはあらかじめお客様が指定した指値で売り(買い)注文を発注する注文をいいます。

追跡指値注文は、「価格、特別気配または連続約定気配がトリガーまで下落(上昇)すること」を条件とし、条件が満たされた場合に、すでに発注されている指値注文を成行またはあらかじめお客様が指定した指値に訂正する注文をいいます。

返済予約注文は、現物買注文または新規建注文(以下、「元注文」といいます。)発注時に、あらかじめ元注文の約定後に行う反対売買について予約する注文をいいます。

元注文約定後に発注する返済予約注文の形式は、「益出し予約」、「損切り予約」および「益出し予約と損切り予約」の3種類から選択することができます。いずれも、元注文の約定後に有効となります。

・「益出し予約」とは、元注文の約定単価に対して確保したい利益に相当する値幅を加減した値段の指値として発注する注文の予約です。

・「損切り予約」とは、元注文の約定単価に対して確定させたい損失に相当する値幅を加減した値段をトリガーとする逆指値注文の予約です。トリガーに到達した場合、成行で発注します。

・「益出し予約と損切り予約」とは、元注文の約定単価に対して確保したい利益に相当する値幅を加減した値段の指値注文の予約と、確定させたい損失に相当する値幅を加減した値段をトリガーとする追跡指値注文の予約です。トリガーに到達した場合、既に発注されている「益出し予約」の指値注文を成行に訂正します。

(2) 返済予約注文の発注時に、元注文の約定単価に益出し値幅、損切り値幅を減算した結果、指値やトリガーの値段が0円以下となる場合には、値段を1円とする指値・トリガーで注文を受け付けたものとして取り扱います。

また、「益出し予約」の注文において、元注文の約定単価に益出し値幅を加減した結果、指値の値段が呼値の単位に合わない場合、近接する呼値に合わせて訂正した値段で注文を受け付けたものとして取り扱います。その際、買い注文であれば当該値段より低い呼値に、売り注文であれば当該値段より高い呼値に訂正します。

(3) 予約時点の状況にかかわらず、元注文約定後、返済予約注文を発注する時点で、発注可能な条件を満たしていない場合、返済予約注文はその時点で失効となります。

(例)

- ・発注価格が取引所の定める制限値幅の範囲外となった場合。
- ・同一受渡日における同一銘柄での現物株式の日計り取引が行われることにより、差金決済となる場合。
- ・先物・オプション取引において必要証拠金が相殺されている状態で、一部の建玉の返済を行うことにより必要証拠金が増加し、証拠金不足となる場合。
- ・先物・オプション取引において、ロスカット口座を開設している、または一日先物取引設定が適用されている状況で、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っている場合。

(4) 逆指値注文・追跡指値注文（返済予約注文として、「損切り予約」および「益出し予約と損切り予約」を行っている場合を含む。以下、「逆指値注文等」という）を発注しており、お客様が設定した条件に合致した場合であっても、相場状況により必ずしも約定しない場合があります。また、成行を指定した場合には、相場状況によっては、事前に想定していた範囲から乖離した価格で約定が成立する場合があります。なお、返済予約注文の「損切り予約」および「益出し予約と損切り予約」は、トリガー到達後、成行で発注します。

(5) 逆指値注文等について、お客様が設定された条件に合致した場合当社は速やかに当該注文を市場に発注しますが、正常にシステム処理が行なわれている場合であっても、条件が満たされた時点から当社が市場に発注するまでの間にタイムラグが生じる場合があります。このため、逆指値注文等が必ずしも約定しない場合や、事前に想定していた範囲から乖離した価格で約定する場合があります。

(6) 逆指値注文等は、お客様がネットストックを利用して条件を設定し、条件に一致した場合に当社システムから市場に注文を発注します。従って、お客様のパソコン・インターネット通信回線の不具合、取引所、投資情報配信会社におけるシステム障害、および投資情報配信会社と当社受信システムとの間の回線障害を原因として逆指値注文等が正しく執行されない場合があります。

(7) 逆指値注文等においては、当社が契約する投資情報配信会社および当該投資情報配信会社に株価の配信を行う取引所が正常に株価を配信していること、当社が投資情報配信会社から正常に株価を受信できていること、当社システムが正常に稼働していることが前提となります。取引所、投資情報配信会社、当社システム、およびこれらを繋ぐ情報通信回線等において不具合が発生した場合、逆指値注文等の新規受注を停止させていただくことがあります。システム障害時の対応については、当社ホームページ『システム障害時の対応』および『逆指値・追跡指値注文システム障害時の対応』をご覧ください。

(8) 逆指値注文等は、相場の上昇、下降に応じて買付け又は売付けを行う、または注文単価の訂正を行うものであり、相場の上昇あるいは下落を加速させる可能性がある注文です。ご利用に際しては、相場操縦の疑いをもたれないようご注意ください。お客様の取引が相場操縦の疑いをもたれる可能性がある場合、当社が判断した場合、注意喚起または取引制限等の措置をとることがあります。

以上

平成 27 年 9 月